

ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業  
コーディネート・プロモーション強化業務  
仕様書

令和8年3月2日

徳島県教育委員会  
教育創生課

## 目 次

1	業 務 名	1
2	ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業について	1
3	業 務 内 容	
	（1）コーディネート業務	2
	（2）プロモーション業務	3
	（3）その他	4
	（4）留意事項	5

1 業務名 ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業  
コーディネート・プロモーション強化業務

2 ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業について

(1) 事業目的

徳島県（以下、「県」という。）は、人口減少が急速に進む地域の高校の魅力化や活性化を通じた地域の新たな活力の創出を目的とし、徳島県立海部高等学校（以下、「海部高校」という。）を指定校として「ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業（以下、「本事業」という。）」に取り組んでいる。

本事業では、海部地域の豊かな資源を生かした学習活動やグローバル教育等を中心とした活動を展開し、グローバルな視点を有した地域人材を育成するとともに、地元はもとより県内外から生徒が集う学校づくりを進め、高校を核とした新たな人流を創出することを目指している。

なお、海部高校では、平成30年度入学者選抜より県外生（生徒のみの転住）の合格者の人数制限を上限なしとし、全国からの生徒募集を推進している。

(2) 主な事業内容

① 課外活動の充実

地域の期待の大きい部活動、地域防災活動、伝統文化継承などの課外活動を充実させるとともに、地元自治体や地域住民などとの協働による実践的な地域活動を促進する。

② グローバル教育の推進

オンライン教育システムを活用した英会話レッスンや海外大学との連携協定に基づく交流活動からなるグローバル研修プログラムを実施する。

③ 魅力の広報

海部高校の魅力を全国に広く伝えるため、県外向けの学校説明会等を実施するとともに、地域の教育に対する関心を高めるため、地域向けの教育フォーラムを開催する。

④ 魅力化を推進する体制

地域資源を生かした教育活動の構築や課外活動の活性化、県外募集に係るプロモーション活動、県外生受入れ体制の整備などを推進する海部高校魅力化コーディネーターを配置する。

(3) 海部高校の概要

所在地 徳島県海部郡海陽町大里字古畑 58-2

学 科 普通科・情報ビジネス科・数理科学科

在籍生徒数 272名（令和7年5月時点）

ホームページ <https://kaifu-hs.tokushima-ec.ed.jp>

### 3 業務内容

受託者は、海部高校魅力化コーディネーターとして海部高校における教育活動の魅力化や県外からの生徒募集などを推進するため、ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業コーディネート・プロモーション強化業務（以下、「本業務」という。）に取り組むこと。

#### (1) コーディネート業務

未来の海部地域を担う人材育成と将来的な定住や関係人口の創出を図るため、海部高校において魅力的な教育活動を企画・運営するとともに、県外生の受入れ体制の整備・運営に関するコーディネートを行うこと。

##### ① 課外活動や地域活動の活性化支援

###### ア 部活動の活性化と部活動を軸とした生徒募集の推進

- ・日本代表クラスのアスリートや指導者などによる講演会や講習会を企画すること。講演会や講習会には地元の小中学生を招待し、高校生との交流ができる場面を設定すること。
- ・地元の小中学生との合同練習等の交流の支援を行うこと。
- ・全国レベルの指導実績を有するとともに、海部地域の振興に熱意を持って取り組むことができる指導者を配置し、高校及び地域の競技力向上のため、交流会の実施やSNS等を活用した情報発信を支援すること。

###### イ 高校生による地域活動の推進

- ・地域の祭りなどの伝統行事や地元自治体等の取組に高校生が積極的に参画できるよう支援を行うこと。

##### ② 魅力的な教育活動の企画・運営

###### ア グローバル教育の推進

- ・海部高校におけるアメリカ合衆国カリフォルニア州立マーセッドカレッジとの連携協定に基づく、グローバル研修プログラムの実施について、その企画・運営を支援すること。

##### ③ 県外生の受入れ体制の整備・運営

- ・海部高校、県教育委員会、地元自治体、海陽町教育委員会、地域住民、関係団体等と連携して、県外生の受入れ体制を整備・運営すること。
- ・県外から海部高校を志願する生徒が安心して受検できるよう、出願準備や受検に係る宿泊先手配などの支援を行うこと。
- ・県外生向けの下宿を調査するとともに、下宿への入居を希望する生徒と下宿先との調整を行うこと。
- ・入学後の県外生の生活を支援するため、県外生の地域活動参加や傷病時の支援を行う「まち親事務局」と連携し、必要に応じて運営の支援を行うこと。

(2) プロモーション業務

地元や県内はもとより、全国からの海部高校への入学生を増加させるため、海部高校の魅力を全国に向けて発信するとともに、県外中学生の体験入学等への参加を支援すること。

① 魅力の効果的な発信

ア 進学イベント等への出展

- ・全国募集を行う高校による進学イベント「地域みらい留学」に参画し、次に示すオンライン及び東京会場で開催される学校説明会に担当者を派遣し、海部高校又は県教育委員会とともに海部高校のPRを行うこと。  
なお、イベント参画に必要な負担金は受託者が支払うこと。
- ・次の「地域みらい留学」に限らず、海部高校のPRや生徒募集などに有効と考えられる進学イベント等があれば、県に対して提案を行うこと。
- ・進学イベント等でのPR内容については、海部高校及び県教育委員会と事前に十分な相談を行うこと。
- ・進学イベント等への参加者の情報は、海部高校及び県教育委員会と共有すること。

期 日	イベント名	場 所	主 催	負担金
5月 から 10月	オンライン 学校説明会	オンライン	一般社団法人 地域・教育魅力化 プラットフォーム	参画費用として 132万円(税込)
7月11日(土)	地域みらい留学 対面説明会	大阪会場		
7月12日(日)		東京会場		
7月25日(土)				
7月26日(日)				

※イベントの開催方式及び日程は、変更・追加する可能性がある。

イ 「海部高校魅力化プロジェクト」ホームページの開設・運営

- ・「海部高校魅力化プロジェクト」ホームページ(以下、「HP」という。)を開設・運営し、海部高校の魅力や体験入学等の情報発信を行うこと。
- ・必要に応じて、Web広告等を効果的に活用して情報発信を行うこと。
- ・HPやWeb広告等での情報発信の内容については、事前に海部高校及び県教育委員会と相談すること。
- ・HPの開設・運営やWeb広告の掲載などに係る費用は、受託者が負担すること。

ウ 地域教育フォーラムの企画及び運営

- ・地域の教育への関心を高めるとともに、海部高校における先進的な取組を紹介するために、教育の最新動向やこれからの時代に求められる人材などをテーマとした地域向けの教育フォーラムを開催すること。
- ・教育フォーラムの企画・運営に当たっては、海部高校及び県教育委員会との相談の上、連携して取り組むこと。

- ・中学生の進路選択の参考となるよう、令和8年12月頃までを目途に開催すること。
- ・開催方法については、単独開催のほか地元自治体のイベントへの出展等も可とする。
- ・会場使用料、講師謝金、広報費用などの教育フォーラムの開催に関わる費用は、受託者が負担すること。
- ・必要に応じて、関係自治体、関係市町村教育委員会、関係団体等と連携すること。

## ② 体験入学等参加者への支援

- ・海部高校が実施する体験入学やオープンスクールなどへの参加者を全国から募集し、県外からの参加に係るサポートを行うこと。  
なお、体験入学は夏季休業期間、オープンスクールは10月の開催を予定している。
- ・体験入学等の参加者を対象にした海陽町内ツアーを企画し、地域の魅力等を伝えること。
- ・体験入学等については、HPやWeb広告等による情報発信を行うこと。特に進学イベントへの参加者に対しては、積極的に参加案内を行うこと。
- ・体験入学等の参加に係る旅程や宿泊先等について、参加者の支援を行うこと。ただし、車両の借り上げ等、送迎に係る費用は、受託者が負担すること。
- ・参加者の旅程等の情報は海部高校及び県教育委員会と共有し、海部高校と連携して体験入学等の運営の支援を行うこと。
- ・海部高校が実施する体験入学等以外で個別に学校見学の申込があった場合は、海部高校との相談の上、対応すること。

## (3) その他

### ① 本事業の推進に関係する業務

- ・県教育委員会及び海部高校と相談の上、本事業の年間計画を作成し、効果的に推進すること。
- ・事業を推進する上で海部高校卒業生の協力が必要となった場合は、連絡調整をすること。  
ただし、海部高校卒業生の参加等に係る費用は、受託者が負担すること。

### ② 本事業の推進に効果的と思われる提案

- ・事業を推進する上で効果があると思われる取組について、県教育委員会又は海部高校に対して積極的に提案を行うこと。
- ・県外の全国募集を行う高校の事例を研究し、海部高校へ提示するとともに、本業務への活用を図ること。

### ③ 本事業に関係する会議等への出席

- ・本事業では、地元自治体、地元中学校、地域住民などからなる「海部高校魅力化推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を設置し、その提言を踏まえて事業を推進している。受託者は事務局の一員として推進協議会に出席すること。

- ・その他の本業務に関連する会議等については、県教育委員会や海部高校からの要請に応じて出席すること。

(4) 留意事項

① 講師の報償費・旅費

- ・講師の報償費及び旅費が必要な場合は、受託者が支払うこと。報償費及び旅費の額は、原則として次の表－１、２の基準に準じること。  
ただし、アスリート等を招聘する場合に報償費が基準表にあてはまらない場合などについては、事前に県教育委員会へ相談すること。

表－１ 報償費単価の基準（令和７年度単価）

区 分	時間単価	備 考
大学教授クラス	6, 700円	1時間に満たない時間について、 報償費単価は、次のとおりとする。 ・30分以下 時間単価の2分の1の額 ・30分を越え1時間まで 時間単価と同額
大学准教授クラス	5, 800円	
高校等教員クラス	4, 500円	
補助員クラス	2, 100円	

表－２ 旅費単価の基準

区 間	旅費単価	旅 程
徳島市～海陽町	6, 500円	1日
大 阪～海陽町	15, 000円	1日
東 京～海陽町	84, 000円	1泊2日

※令和８年度の単価については、改めて県に確認すること。

② その他

- ・受託者は、本業務に係る会計関係帳簿等を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別して適正に記録すること。  
なお、県において必要に応じて本業務の執行状況の検査を行う。
- ・受託者は、海部高校及び県教育委員会と円滑な業務進行管理や意思疎通に努めることとし、各業務の実施に当たっては、企画段階から海部高校及び県教育委員会との十分な相談を行うこと。また、各種メディアからの取材依頼があった場合は、事前に県教育委員会に報告すること。
- ・業務完了後は、成果報告、収支報告等の実績報告書を県へ提出すること。また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・本業務の履行に係る個人情報の取扱及び情報セキュリティの確保に当たっては、別記１、２を遵守すること。  
なお、「個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例等」並びに「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」に抵触しないこととする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

#### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

#### (資料等の返還又は破棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

#### (サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

#### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

#### (業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。